

新設 療養等と仕事を両立のための 特例改定制度

いつもお世話になっております。

療養、育児又は介護により報酬が急減した場合、標準報酬月額額の保険者算定の特例が令和9年1月より適用されるためご案内させていただきます。

療養、育児又は介護（以下「療養等」）と仕事を両立するため、本人と職場の合意の下で、所定労働時間の短縮や時間外労働の抑制等 就労形態等の調整（以下「就労調整」）が行われ、結果として標準報酬月額が2等級以上低下し、かつその状態が3ヶ月以上続くことが予め見込まれる場合は、報酬が減少した月の翌月から標準報酬月額を改定できるようになります。

対象者は以下の三点すべてに該当する健康保険厚生年金被保険者です。

- ① 療養等と仕事を両立するため 就労調整が行われている。
- ② 当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて2等級以上低下し、かつその状態が3ヶ月以上続くことが見込まれる。
- ③ 特例措置による改定を行うことについて、対象者が書面で同意している。

大まかな概要は以上となります。この特例を受けた場合、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付、傷病手当金や出産手当金に影響が生じます。また、あくまでも療養等と仕事の両立であるため、休職のような報酬が全く払われていない場合は対象外となります。この特例を受けた場合、高額療養費の所得区分の変更も適用されます。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。